

作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について（昭和 5 1 年 2 月 1 8 日付け基発第 2 0 6 号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行																														
<p>1 . 第 1 号関係</p> <p>次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器及び設備</th> <th style="text-align: center;">性能等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>乾燥機</td> <td><u>4 0</u> から <u>1 5 0</u> までの範囲内の温度を ± <u>5</u> 以内の精度で保つことができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 第 2 号関係</p> <p>(1) 規則別表第 1 号の作業場に係るもの</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器及び設備</th> <th style="text-align: center;">性能等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>エックス線回折装置</td> <td>遊離けい酸の測定を行うことができるもの（附属品を含む。）</td> </tr> <tr> <td><u>重量分析法による結晶質シリカ含</u></td> <td><u>電熱器、振とう器（コニカルビーカー）、白金るつば及び 800 以上に加熱できる電気炉等一式</u></td> </tr> </tbody> </table>	機器及び設備	性能等	（略）		乾燥機	<u>4 0</u> から <u>1 5 0</u> までの範囲内の温度を ± <u>5</u> 以内の精度で保つことができるもの	（略）		機器及び設備	性能等	（略）		エックス線回折装置	遊離けい酸の測定を行うことができるもの（附属品を含む。）	<u>重量分析法による結晶質シリカ含</u>	<u>電熱器、振とう器（コニカルビーカー）、白金るつば及び 800 以上に加熱できる電気炉等一式</u>	<p>1 . 第 1 号関係</p> <p>次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器及び設備</th> <th style="text-align: center;">性能等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>乾燥機</td> <td>常温から <u>150 度</u>までの範囲内の温度を ± <u>5 度</u>以内の精度で保つことができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 . 第 2 号関係</p> <p>(1) 規則別表第 1 号の作業場に係るもの</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器及び設備</th> <th style="text-align: center;">性能等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>エックス線回折装置</td> <td>遊離けい酸の測定を行うことができるもの（附属品を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	機器及び設備	性能等	（略）		乾燥機	常温から <u>150 度</u> までの範囲内の温度を ± <u>5 度</u> 以内の精度で保つことができるもの	（略）		機器及び設備	性能等	（略）		エックス線回折装置	遊離けい酸の測定を行うことができるもの（附属品を含む。）
機器及び設備	性能等																														
（略）																															
乾燥機	<u>4 0</u> から <u>1 5 0</u> までの範囲内の温度を ± <u>5</u> 以内の精度で保つことができるもの																														
（略）																															
機器及び設備	性能等																														
（略）																															
エックス線回折装置	遊離けい酸の測定を行うことができるもの（附属品を含む。）																														
<u>重量分析法による結晶質シリカ含</u>	<u>電熱器、振とう器（コニカルビーカー）、白金るつば及び 800 以上に加熱できる電気炉等一式</u>																														
機器及び設備	性能等																														
（略）																															
乾燥機	常温から <u>150 度</u> までの範囲内の温度を ± <u>5 度</u> 以内の精度で保つことができるもの																														
（略）																															
機器及び設備	性能等																														
（略）																															
エックス線回折装置	遊離けい酸の測定を行うことができるもの（附属品を含む。）																														

有率測定器	
位相差顕微鏡	対物レンズの倍率が 40 倍以上であり、かつ、倍率が 400 倍以上のもの
(略)	

□ (削除)

(2) (略)

(3) 規則別表第 3 号の作業場に係るもの

次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。

機器及び設備	性能等
(略)	
ガスクロマトグラフ	水素炎イオン化検出器 (FID)、 <u>電子捕獲型検出器 (ECD) 又は質量分析器</u> を有するもの
高速液体クロマトグラフ	<u>紫外可視吸光検出器</u> を有するもの

(4) (略)

(5) 規則別表第 5 号の作業場に係るもの

次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ右欄に掲げる性能等を有するものであること。

機器及び設備	性能等
(略)	
ガスクロマト	水素炎イオン化検出器 (FID)、 <u>電子捕獲型検</u>

位相差顕微鏡	対物レンズの倍率が 40 倍以上であり、かつ、倍率が 400 倍以上のもの
(略)	

□ 上の表の左欄に掲げる機器及び設備のうち、エックス線回折装置と位相差顕微鏡については、その両方を有することが望ましいものであること。

(2) (略)

(3) 規則別表第 3 号の作業場に係るもの

次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。

機器及び設備	性能等
(略)	
ガスクロマトグラフ	水素炎イオン化型検出器 (FID) <u>を有するもの</u> 及び <u>電子捕獲型検出器 (ECD) を有するもの</u>

(4) (略)

(5) 規則別表第 5 号の作業場に係るもの

次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ右欄に掲げる性能等を有するものであること。

機器及び設備	性能等
(略)	
ガスクロマト	水素炎イオン化型検出器 (FID) <u>を有するもの</u>

グラフ	出器 (ECD) 又は質量分析器を有するもの	グラフ	又は電子捕獲型検出器 (ECD) を有するもの
-----	------------------------	-----	-------------------------